

## 第6回まちづくり基本条例検討委員会開催結果（要旨）

### （資料説明）事務局より説明

資料1 各地の関連条文について

資料2 住民参加の概念、まちづくりの概念、協働の必要性などについて

資料3 清水町における各種委員会等の状況について

資料4 住民投票制度の現状について

### （討 議）五本柱の「首長・行政・住民の責務と協働」、「委員等の公募」、「住民投票」について

#### （1）「首長・行政・住民の責務と協働」について

- ・地方自治法には首長の責務等については特に書かれていない。
- ・各地の既存の条文では、首長、行政については責務のことが書かれていても、権利についてはほとんど書かれていない。
- ・各地の既存の条文では、住民については最近になって権利以外に責務についても書かれている傾向にある。
- ・住民の部分については、責務と権利とを明確に分けて載せるべきでは。住民自身が清水の将来について判断していけるための内容とするべき。
- ・「行政」という表現だと誰のことを指しているのかが分かりづらいので、「首長の責務」と「職員の責務」という表現が分かりやすい。

#### （2）「委員等の公募」について

- ・男女の比率や年齢構成など、細かい規程をつくった方が、広く様々な意見を聞けるのではないかと。
- ・選挙で選出する農業委員のような、制度的に公募できないもの以外は原則公募とするべき。
- ・学識経験者から選出という委員は今までは慣習で公募していなかったが、条件をつけて公募する必要がある。

#### （3）「住民投票」について

- ・住民意見を最大限尊重させる制度として、条文には盛り込むべき。
- ・住民投票の対象となるのは「重要な事項」という取り決めも必要。
- ・住民投票に関する条文があることで、住民同士の議論が活発になることもある。
- ・細かい内容まで盛り込むか、それとも「重要な事項については」という程度にとどめるか。
- ・細かい内容まで盛り込んだ方が住民は参加しやすいと思う。

## まちづくり基本条例検討委員会（第6回）開催結果

日 時：平成 16 年 2 月 16 日（月）19:00～

会 場：清水町役場 2 階 庁議室

出席委員 ... 阿部委員、出田委員、太田委員、川端委員、川上委員、北村委員、田中委員、  
八木委員、横山委員 以上 9 名

アドバイザー ... 北海道東海大学 馬淵教授

町出席者 ... 総務課 草野参事、上出補佐、神谷係長、我妻主査

傍 聴 者 ... 2 名

### 委員長あいさつ

皆さんお晩でございます。過去 5 回の会議の経過をまとめたものが事務局より配布されており、前回は「住民参加」と「情報公開」について議論をいただき、はっきりとまとめてはいないが、今後の条文作成の段階でも更に議論をいただき、しっかりとまとめていくと確認をしているところであるので、そのことを踏まえて本日は五本柱の残りの項目である 3 つについて、委員皆様の忌憚のない意見を出していただき進めていきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

それではまず、事務局より資料の説明についてお願いします。

（事務局より資料 1～4 について説明）

委員長：事務局からの資料のほかに、委員 A さんが参加された札幌市での「徹底討論!まちづくり基本条例」についての資料があり、内容を読むと条例を制定しても、その後いかにして住民に参加していただくかということが課題とのことだが、他に何か参考となる部分があればお聞きしたいのだが。

委員 A：自分も行政職員としての立場で聞いていて、一般的に行政と住民の間での議論が多いとされている中で、例えば市町村合併の問題について考えると合併に賛成する住民と反対する住民がいるわけで、住民同士や議員同士で議論することでお互いの認識がより深まるし、活発な意見が出されるのだと感じた。

まちづくり基本条例というのはあくまでも住民参加の一つのルールであり、そのルールをどのように作って魂を入れていくかということが大事なことであり、条例そのものは他町の真似をすれば作れるかもしれないが、それでは実際には役に立たないものになってしまうと思う。

なかなか住民の関心が高まらないというのは各地でも課題となっているようで、札幌市長とニセコ町長との対談の中で、条例とってしまうと住民も構えてしまうので、まちづくりの一つひとつについて住民皆で考えていくことで、まちづくり基

本条例というものが基本となっていくんだということが認識されていくのではないかという話もあった。

(討 議)

委員長：それでは五本柱の中の3つの項目について議論していただくわけだが、まずはポイント的な部分の説明等も含めて馬淵アドバイザーよりアドバイスをいただきたいと思う。

アドバイザー：「首長・行政・住民の責務と協働」について資料1を見てみると、各地の条例の首長・行政の部分について共通して言えるのは住民の意見を聞く義務があるなど首長や行政には責務や義務が中心となっており、権利についてはほとんど触れていない。

住民の部分については各地の条例策定期間によって内容が多少異なり、古い時期に策定された条例だと住民の権利が前端的に書かれている傾向にあるが、最近の条例だと住民もまちづくりに参加する義務があると表現されているものが増えている。

首長・行政について見てみると、説明責任や委員等の公募をしなければならないなど細かい部分まで触れているものもあるが、私としては首長の責務等について触れるのであれば基本的な大まかな内容にとどめておき、説明責任や委員の公募、住民投票などは別項目とした方が分かりやすいと思う。

いずれにしても最近の条例には住民の責務についても触れられている傾向にあるということを理解しておいていただきたい。

委員長：皆さんからの意見をお聞かせいただきたい。

委員B：首長の責務というものは、条例の中に載せなければ他のものには載っていないものなのか。清水町の他の条例の中には載っていないものなのか。

事務局：特に明文化されてはいない。

委員B：ということは首長の責務についてこの条例に載せることは、一つの目玉にもなるということか。それとも条例の中に載せなくても首長のやるべきことはこのようなことであるというのは決まりきったことであるということなのか。

事務局：地方自治法の中に載っていると思われるので調べておきたい。

委員C：住民自治・住民の選挙によって選ばれた首長なのだから、首長の役割や責務についても選んだ住民が決めるということも言えるのではないか。

首長の責務という表現の他に行政の責務といった表現もあるようだが、行政とは何のことを誰のことを指しているのか。議員も含まれるのか。

アドバイザー：役場職員のことを指しているところもある。議員は含まれていない。首長・行政・住民のほかにも議会も入れるかどうかポイントになると思う。議会についても条文に載せているところもあるが、果たしてまちづくり基本条例に議会の責務等を載せることが馴染むのかがどうか問題である。議会のことについては触れていないところがほとんどである。

委員A：北大大学院の神原教授の出した私案では、今までのまちづくり基本条例には議会

のことが触れられていないということで、あえて議会のことについても触れられている。

アドバイザー：委員Aさんが本日皆さんに配布した資料の中では、ニセコ町は議会について載せていないようだが。

委員A：議会は独自でという考えのようである。

事務局：本町のまちづくり基本条例の中に議会のことも載せるかどうかは、次回の議題である「まちづくり基本条例の根本方針について」の中で議論をしていただきたいと考えているので、今日は議会について以外の意見を出していただきたい。

委員長：先ほど委員Bさんより質問のあった首長の責務について明文化されたものはすでにあるのかどうかはどうなったか。

事務局：もう少しお待ちいただきたい。

委員B：分からなければ別にいいのだが、どこの条例を読んでも当たり前のことが書かれているので、首長の責務等については特に載せなくていいのではないかと感じた。

ただ、ニセコ町のように町長就任時の宣誓くらいは載せてもいいかもしれない。

委員長：最近は各地でまちづくり基本条例制定の動きがあるようで、先日の新聞によると芽室町では「まちづくり参加推進条例」というものの検討会議を10回ほど終えて、住民投票や政策形成段階からの住民参加等を盛り込んだ内容で今度の議会に提案するようである。

また、本日の新聞によると帯広市では政策形成の明確化ということを中心に、協働という意味も含めて「知識や技能、経験などを高めてきた市民と行政が連携し、それぞれの力を生かしながらまちづくりという共通の目的を持って地域の公共的課題を解決していくために協力していく」といった内容のものを議会に提案していくようである。

住民と行政の関係を考えた場合、今言った帯広市のような考えが大枠的に考えると大事な部分になるかもしれない。

他に皆さんからご意見があればお聞きしたい。

事務局：先ほど委員Bさんから質問のあった首長の責務について、地方自治法によると首長の統括代表権という権限として「地方公共団体の長は当該地方公共団体を統括し、これを代表する」ということと、事務の管理及び執行権として「地方公共団体の長は当該地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する」ということが書かれているほか、担任する事務の種類がいくつか書かれているだけであり、責務等については特に書かれていない。

本日配布した資料2の内容の元になっている調査報告書を読むと、「自治基本条例はどのように自分達のまちづくりを進めていくか、自治体を運営していくかという視点から、情報の公開・情報の共有・住民参加・政策評価など、今日の自治体にとって不可欠な仕組みを定めているが、これらは地方自治法には一言も書かれていない。そこに基本条例が必要とされる現実的理由がある」と書かれている。

つまり委員Bさんが言われていた首長の責務のほか、住民参加や情報公開のよう

に地方自治法に書かれていてもいいような内容は実は書かれていない。

委員C：では、まちづくり基本条例に首長と行政の責務等を載せるとなった場合、首長と行政は特に分けて書く必要はないのか。

アドバイザー：特に分けていないところもある。分けて書いているところは職員がもう少し能力を身に付けろといった内容になっている。

委員長：農協という組織では役員と職員がはっきりと分けられていて、役割も明確化されていたが行政はどのようになっているのか。

事務局：全ての事務は職員が起案して町長の決裁を受けて進められている。内容が軽微なものは課長の専決処分となるが。

委員長：業務分掌に基づいて、町長までの決裁が必要な事務と課長専決で済むものがあるとのことだが、そのように分けられるのだとしたら委員Cさんが言われていたように、首長と行政という部分を分けて考えなければならないのでは。役割分担という意味で。

委員C：もし、首長には統括代表権という権限があるのだからといって、職員が賛同していなくても首長の考えが強行的に押し進められているようなことがあったとしたら、首長と行政は別のもになってしまうと思う。そうでないとすれば、首長は行政の代表として行政の中に含めて考えられるのではないか。

委員長：言葉は悪いかもしれないが、ワンマンな首長の考えがまかり通ってしまうことのないように住民も職員もまちづくりに参加するということを考えると、首長と行政は分けて考えた方がいいのかもしれない。

副委員長：行政の役割についての条文を載せておかないと、首長がワンマンな動きをした場合に、行政というより職員といった方がいいかもしれないが、職員が首長に物申すことができない恐れがある。けん制機能的なものとして首長と行政については分けて載せることが必要なのではないか。

委員D：でもそれは議会の役割であるかもしれない。

副委員長：議会の役割であるかもしれないが、議会のことはとりあえず別に考えるとして、もしワンマンな首長が職員の意見も聞かずに事務を進めた場合、条例の中で行政や職員の責務や役割を載せることで職員にも責任があることになるし、首長が一方的な事務の進め方をした場合に職員が首長に物申すときのよりどころとして、行政や職員の役割のようなものも必要だと思う。

事務局：先ほども説明したが、「地方公共団体の長は当該地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する」と地方自治法に書かれており、実際には職員が事務の執行をするのが首長がやったことになる。首長からのトップダウンの事務もあれば、逆に職員からの提案の事務もあるが、いずれにしても首長の名において事務が行われることになると思う。首長のトップダウンの政策に対して職員が異論を唱えて違う内容で進むにしても、職員がそのことを起案して首長の決裁を受けることになるわけだし。

委員長：清水の合併問題の経過を考えた場合、先日の広報誌の号外で合併協議が白紙となった内容が書かれていたが、法定協議会に参加するとかしないとか言う前に、その



ような判断をしていけるまちづくりのための条例を制定していくべき。

委員長：今までの議論の中で、首長と行政についてはひとまとめにしているのではないかという意見もあったが、大枠として首長・行政・住民の別々に考えていくかどうかの確認を、一度休憩をとった後に議論していただきたい。

副委員長：前々回の会議で、住民参加・情報公開のまちづくりを進めていくにあたり「首長や行政にタガをはめる」ための条例をつくるという話があり、それに対して私は住民に対してもタガをはめる必要があるのではと言ったところ、そういったものは必要ないのではという意見もあったと思うが、まちづくり基本条例の中に「住民の責務」ということで住民にタガをはめる項目が必要かどうかも議論いただければと思う。

委員D：タガをはめるのは悪くはなく住民の責務について載せることは必要だとは思いますが、住民参加しない人が不利益を受けることはないという内容の条文を載せるべきでは。

委員C：先ほど馬淵アドバイザーの説明で、以前につくられた各地の条例では住民の権利についてだけ書かれており、最近につくられた条例だと住民の責務についても書かれているとのことだが、私が思うに権利と責務は表裏一体のものであり、人によっては責務とを感じるものでも人によっては権利だと感じる人もいると思うので、権利の部分と責務・義務の部分は両方とも明確に書いておく必要があると思う。

委員長：前回の会議では、こういった委員の皆様方から出された意見を踏まえて事務局が条例案の叩き台を作成するというを確認したところであり、皆さんからのご意見を多く出していただきたい。

アドバイザー：先ほど委員Dさんが言われたことについて、資料1の10ページに甲良町の条例が載っていて、「町民は、まちづくりに関して自由に発言し、行動することができ、まちづくりに参加しないことを理由に不利益を受けない」と書かれており、参加しないことも権利の一つであるという表現だと思う。

住民には権利があれば責務があるというのは当然のことだと私は思う。権利も責務も両方載せなければ説得力がなく、権利ばかりを載せてしまうと住民の地域エゴだけしか出てこないということも考えられる。

首長と行政について見てみると、首長について書いているところは行政については書いていない。要は同じことであるということである。ただ、行政・職員も首長と一緒に住民の意見を聞かなければならないというように、首長とは別項目として載せることもできるが、先ほども言ったように首長・行政に関しては責務は書かれていても権利は書かれていないわけであり、基本的には首長が行政の最高責任者であるので、職員の意見は尊重しなければならないというような内容は書けない。行政のことについての内容が書かれていないというのは矛盾している様な気もするが、書くとすればそれぞれの責務として住民の意見をどのようにくみ取っていくかとか、それに努めるといった表現になると思う。

委員A：そのような表現で載せた方が分かりやすいと思う。

委員B：職員の責務という表現にしたらどうなるのか。

アドバイザー：そのような表現を使っても構わないとは思いますが。

副委員長：首長の責務、行政の責務、職員の責務と全部載ることになるが。

委員C：要はその字句の選択である。

委員A：職員という表現だと職員だけに限られてしまうことをどうするかということだと思う。

委員C：広く一般行政ということを見ると、行政にある責務が首長にはないということはありません。

アドバイザー：行政については「市が」とか「町が」という表現が使われており、主体は何になるのかわかりづらい非常にあいまいな言葉でもある。

委員B：それなら首長の責務と職員の責務という分け方で表現してはどうか。

アドバイザー：それがわかりやすいと思う。

委員長：具体的に表現することによって、より明確になると思う。説明責任ということについても考えてみたいと思うのだが。

アドバイザー：今まで行政からの情報がいかに伝わっていなかったかということについて、情報を伝える義務があるということが基本になってくる。

委員長：他にご意見がなければ10分ほど休憩とする。

～ 10分休憩 ～

委員長：再開いたします。討議(2)の「委員等の公募」について、資料1の12ページから各地の条文と、資料3として清水町の各種委員会の状況について載っているが、条文としてこのような文言で表現すべきといった意見等があればお聞きしたい。

委員B：各地の条文を読むと、委員のうち公募は何パーセント以上とするという表現を使っているところもあるようだが。

アドバイザー：まずポイントとなるのは公募という制度を取り入れるかどうかということと、取り入れるとすれば委員Bさんが言われた公募委員は何パーセントとするとか、男女の比率をどうするといった細かい点まで触れるのかどうか、または委員は公募を原則とするといった程度にとどめるのかということになると思う。

委員A：住民全員が参加して物事を決めるというのが最善の方法だとは思いますが、現実的にはそれは難しいので各種委員会等があり、住民が参加できるようにと公募制度は必要だと思う。できれば男女の比率や年齢構成など細かい規程をつくった方が広く様々な意見を聞けるのではないかと。

委員長：他にご意見ある方は。

委員E：原則公募は必要だと思うが、公募が難しい審議会もあると思う。例えば新聞等で論じられている市民裁判官制度や検察審査委員会制度などのように、選挙人名簿から一定の割合で抽出した中で手を上げる人がいるかどうかという方法だとか。

委員長：意見として公募のほか選挙人名簿からの抽出という方法も出されたが、公募は必要で男女比や年齢構成等も考慮すべきとの意見があった。



委員Fさん、他に意見があれば。

委員F：私が担当している社会教育の業務でいうと、公民館運営審議会の構成メンバーは女性団体の代表や校長会の代表などの各団体の代表の中から委嘱している。普段公民館を実際に利用する人達からは利用後のアンケート等で意見要望を出してもらってはいるが、その内容が審議会の中で取り入れられていない部分もあり、実際の利用者の意見を反映させるためには委員を公募し、実際に利用する人達が積極的に応募してくれればいいのではと思うので、公募は必要な制度だと思う。

また、公募するにあたっては先ほどから意見があるように男女比や年齢層などに片寄りがないようにする内容を盛り込むことが必要だと思う。

委員長：委員の公募については、本日出していただいた意見を踏まえて事務局にまとめていただいて、叩き台を作っていただくということによろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声あり)

事務局：資料の補足説明をしたい。資料3に各種委員会等について載せているが、委員会の中には公募にそぐわないものや公募できないものもある。選挙で選出される農業委員会や、監査委員や公平委員など町長が選出して議会の同意を得なければならないものや、法律によって委員の選出範囲が決められているものがあり、それ以外の町が独自で設置している委員会等が公募となる。

今まで町長が学識経験者の中から委嘱するという委員会については、行政の都合のいい人を選出していたわけではないが、そのように見られてしまう部分もあったので、その部分を広く公募するということになると思う。

委員C：公募に馴染まないものがあるとのことだが、それをどのように位置付けるかが非常に重要だと思う。原則公募というのはいいが、例えば監査委員は外部監査という制度の自治体があるくらい三権分立の重要な役割を担っているわけで、公募に馴染まないという委員会は単に馴染まないからというだけではいけないと思う。

学識経験者の中から選出することが必要だからというのであれば、そういった条件をつけて公募するということが必要だと思う。

事務局：学識経験者の中から選出という委員会は公募できると思う。制度的に選挙で選出しなければならないものや、町長が選出して議会の同意を得なければならないものは公募できないが、それ以外のものは公募できると思う。

今までは学識経験者から選出ということでは公募をしないで、この人が適任ではないかということで役場側から依頼していた部分もあったが、これからはそういった委員会についても公募していくべきという意見が職員の間でもある。

委員C：資料3の中で制度的に公募できないものはどれになるのか。

事務局：1の監査委員をはじめ、2、3、4、5、8、9が公募できないものだと思う。

委員C：農業委員は選挙で選出なので公募できないのは分かるが、監査委員や教育委員は慣習で公募できないと言っているだけで、法律上公募できないわけではないと思う。

委員E：教育委員は条件さえ満たしている人であれば公募は出来ると思う。応募者の中から町長が選任して議会に提案ということはできると思う。

委員C：少なくとも応募できる権利というものは必要だと思う。

事務局：選出基準について次回までに調べておきたい。

委員C：制度的に公募できないものはいいのだが、公募できるのに現状として公募していない委員があるというのが問題である。言葉は悪いが理事者の都合のいい人を任命しているのではないかという思いが住民にはある。

委員長：制度的にできないもの以外は公募するというようにする事が必要だと思う。

「委員の公募」についても、本日出された意見を踏まえて事務局に条例案の叩き台を作っていただくということによろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声あり)

次に(3)の「住民投票」について、資料1の15ページから載っているが、基本的にはまちを二分するような重要事項を決める際の手段である。重要事項かどうかの判断基準の問題もあると思うが、住民投票の結果は最終決定権ではなく、最終的には議会が投票結果を尊重して最終決定するということになると思う。

まずは住民投票という項目を盛り込むかどうかということから議論いただきたいと思う。

委員C：地方自治法では有権者の50分の1以上の署名を集めれば条例制定を求めることができるようだが、50分の1の署名が集れば首長は議会に提案しなければならないということなのか。

事務局：「首長は議会に付議しなければならない」となっている。ただ、議会提案はされるが否決されることもあるし、可決されて住民投票が実施されたとしても、投票結果に法的拘束力はないとも書かれている。

委員長：例えば50分の1の署名では多すぎるので100分の1にするということはあるのか。地方自治法に反することになりできないのか。資料1を見ると「有権者の50分の1以上の署名」と書かれているところがわずかしかないうたが。

委員C：できると思う。

事務局：条例で住民投票について載せているところは、50分の1以上の署名がなくても首長の発案や議員提案しやすくするためだと思う。

委員C：現状では有権者の署名なしで首長が住民投票制度の提案はできるのか。

事務局：地方自治法の中で、首長や議員の提案でも請求できるとなっている。

委員長：首長に提案する気がなくても50分の1以上の署名で提案できるということ。

住民投票について条例に盛り込むかどうかについての意見があればお聞かせいただきたい。

委員A：住民投票という制度が必ずしもいいものかどうかという意見もあると思うが、住民意見を最大限尊重するという事を考えると、方法として盛り込んでおく方がいいのではと思う。

アドバイザー：資料1には各地の条文が書かれているが、「重要事項について」という言葉が使われており、地方自治法でいう「条例の制定または改廃」以外でも、例えば市町村合併問題などについても住民投票を請求できるということになっている。条文を考

える場合、どんな場合でも請求できるのではなく、どういう場合に請求できるかという部分も考えなくてはならないと思う。

委員C：何でも住民投票でとなると行政側として困る部分もあると思う。

副委員長：住民投票の結果というのは首長が判断材料とするものの一つであり、住民投票制度についてまちづくり基本条例の中に盛り込むかどうかということは、住民参加をどうするかを考えることだと思う。

特別養護老人ホームの民間移譲のことが以前に問題になったが、あれは「重要な事項」だったと思う。町として住民説明会も開催し、賛成者も反対者もいたわけだが、この件について町長は住民投票について議会に付議しなかった。それは清水に住民投票を請求できるという条例がなかったからであり、首長が強引にとまでは言わないが、私は少なからず押し切ったような感じを受けた。

このような住民意見が二分するような案件に対して、住民が責任を持って意思表示をするという意味では住民投票についての条文を盛り込むべきだと私は思う。ただ、何でも住民投票でということではなく「重要な事項について」という取り決めも必要だと思う。

委員E：地方自治法では住民投票の請求には50分の1以上の署名を集めるということと、議会で諮られるという2段階の壁があり、その間にかなりの時間がかかり、本当に議論したいことが事後措置になってしまう可能性もあるので、まちづくり基本条例の中では重要な事項について大枠で触れる程度で構わないのでは。条例の中に住民投票のことを盛り込むことによって議論も活発になることもあると思う。重要な事項についての議論がされるためには情報の共有化がされていないといけないわけであり、情報の共有化がされていない中での住民投票は危険性があると思う。

住民投票制度というものがあるということになれば、例えば合併問題についての住民投票を行った奈井江町のように早い時期からの情報提供がされて、住民間の議論がされていくと思う。奈井江町では前段として「子供の権利条例」というものも設けた中で12歳以上の住民意思の確認もしている。

芽室町でも合併問題については住民投票をという考えがあったようで、結果的には合併は白紙になってしまったが、住民投票を行うということが言われていたからこそ住民同士や議会での議論が活発に行われていたんだと思う。

委員長：いずれにしても最終決定は議会に委ねるということになると思うが、制度としては必要でないかという意見だったと思う。

アドバイザー：住民投票条例の制定の手法としては、首長の提案、議員の提案、住民の請求という3種類あるわけだが、それを全て盛り込むのか、それとも重要な事項については住民投票で住民意思を問うという程度にするかも考えなくてはならない部分である。

副委員長：各地の条文を見ると50分の1以上の署名で住民投票条例制定の請求ができると書かれているところがあるが、もし住民投票の条文があってもこのような細かい内容の条文がなく、首長は首長の判断で住民投票の発議ができるという条文はあるとして、ある案件について首長が住民投票の必要がないと判断したが、住民から50分の

1以上の署名で住民投票条例制定の請求があった場合は、首長は議会提案しなければならないということか。

アドバイザー：はい。首長判断とは別の制度であるわけだから。

副委員長：ということは、やはりまちづくり基本条例の中に細かい内容まで盛り込んだ方がいいかもしれない。

委員B：住民投票条例というのは、例えば合併問題について問う住民投票条例というように、案件ごとに条例を作るということになるのか。

委員A：地方自治法ではそうなると思う。

副委員長：先ほど委員長が言われていた100分の1という数字がいいのかどうか分からないが、まちづくり基本条例の中に細かい内容まで盛り込んだ方が住民は参加しやすいと思う。

ここまで皆さんから様々な意見を出していただいたが、住民投票に関する条文は盛り込むこととし、本日出された意見を踏まえて事務局に条例案の叩き台を作っていたかどうかということによろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声あり)

委員A：先ほど馬淵アドバイザーが各地の条文には住民投票に関する細かい規程がないと言われていたが、まちづくり基本条例の中で住民の色々な意見が保障されているので、最終的には住民意見が二つに割れることがなく、住民投票にまでなるケースがないので細かい規程がないのだと私は思う。

アドバイザー：確かに条例制定後に住民投票が行われた例はないと思う。実際には必要ないのかもしれない。

遠軽町の条文を見ると、有権者の3分の1以上の署名を必要とすることになっており、不可能に近い数字とも言えるが、そうでない数字にして具体的な内容まで盛り込んだ方がいいかもしれない。

委員D：先ほど委員Eさんが言われたように、住民投票というルールがあるという前提に住民議論が沸き起こるということもあると思う。

委員長：住民投票は住民意思反映の最終手段である。住民同士の議論の結果、まちが二分してしまうようなことになった場合に利用できる制度として、条例に盛り込むべきではないか。この先何が起こるか分からないし。

それでは、本日出された意見を踏まえて事務局に条例案の叩き台を作っていたかどうかということとして、その他の(1)について、次回の日程については次第に載っているとおりと決まっているが、次々回の日時・場所を決めていただきたい。

事務局：今まで馬淵アドバイザーは月曜日が都合がいいとのことだったが、新年度からは月曜日に授業が集中しているとのことで、次々回は4月22日(木)でどうか。

(委員より異議なしの声あり)

委員長：会場については、春になったら御影でという意見が以前にあったと思うが。

委員A：御影での開催がいいと思う。

委員長：御影の農村環境改善センターでよろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声あり)

事務局からその他に何かあればどうぞ。

事務局：スケジュール的には次回の会議は「清水町におけるまちづくり基本条例の根本方針」についてということで、目的・理念の明確化や条例の位置付け、議会との関連や財政の取扱いについてなど、多くの項目について議論いただく予定になっていることから、以前に委員さんから意見があったように事前に委員さんからご意見を出していただき、事務局で集約した上で議論をしていただければと思うのだが。

(委員より異議なしの声あり)

そのように進めさせていただく。

委員長：なるべく早く委員さんのもとに用紙が届くようお願いしたい。

事務局：今月中に送付する。

委員長：今日の議論を終えて、五本柱についてはおおむね定まってきたと感じている。事務局には今までの意見を踏まえた条例案の叩き台の作成をお願いしたい。

以上で本日の会議を終了したい。本日はどうもありがとうございました。